二　第一条第四号に掲げる自動車　一般貨物自動車運送事業に係る貨物自動車運送事業法第三条の許可を受けていることを証する書面及び同法第四条第一項第二号の事業計画を記載した書類

二　申請に係る車両に係る道路運送車両法による自動車検査証の写し及び同法による自動車登録番号又は車両番号を示す書面

三　その他道路管理者が許可を行うにつき必要と認める書類

（特定車両停留施設の利用に関し必要な事項）

第四条の二十　法第四十八条の三十六の規定により公示する事項は、次に掲げる事項とする。

一　特定車両停留施設の名称及び位置

二　停留料金の額

三　停留することができる時間

四　停留料金の徴収開始の日

五　停留料金の徴収方法

六　割増金の徴収に関する注意事項

七　その他特定車両停留施設の利用に関し必要と認められる事項

（道路の通行者又は利用者の利便の確保に資する工作物又は施設）

第四条の二十一　令第三十五条の七第一号の国土交通省令で定める工作物又は施設は、通路に設けられた雨よけとする。

（利便施設協定の公告等）

第四条の二十二　法第四十八条の三十八第一項の公告及び同条第三項の公示（同条第四項において準用する場合を含む。）は、次に掲げる事項について行うものとする。

一～四　（略）

（特定道路管理者による自動車駐車場等運営権者の定めた利用料金の公示の方法）

第四条の二十三　法第四十八条の四十二第二項の国土交通省令で定める方法は、官報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法とする。

（自動車駐車場等運営権者に対する道路管理者の承認等の特例の対象となる行為）

第四条の二十四　自動車駐車場又は自転車駐車場に係る法第四十八条の四十五の国土交通省令で定める行為は、次の各号に掲げる承認又は許可の区分に応じ、当該各号に定める行為とする。

一　法第二十四条本文の規定による承認　駐車の用に供する部分の拡幅その他の道路に関する工事又は除草、除雪その他の道路の維持（いずれも自動車駐車場若しくは自転車駐車場の機能の維持及び向上又はこれらの利用者の利便の増進に資するものに限る。）

二　法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可　自動車駐車場若しくは自転車駐車場の利用者の一般交通に関し案内を表示する標識又は食事施設若しくは購買施設その他の自動車駐車場又は自転車駐車場の利用者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設に係る道路の占用

2　特定車両停留施設に係る法第四十八条の四十五の国土交通省令で定める行為は、次の各号に掲げる承認又は許可の区分に応じ、当該各号に定める行為とする。

一　法第二十四条本文の規定による承認　停留場所、乗降場、待合所若しくは荷扱場の増設その他の道路に関する工事又は除草、除雪その他の道路の維持（いずれも特定車両停留施設の機能の維持及び向上又は当該施設の利用者の利便の増進に資するものに限る。）

二　法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可　特定車両停留施設の利用者の一般交通に関し案内を表示する標識又は食事施設若しくは購買施設その他の特定車両停留施設の利用者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設に係る道路の占用

（新設）

（道路の通行者又は利用者の利便の確保に資する工作物又は施設）

第四条の十六　令第三十五条の六第一号の国土交通省令で定める工作物又は施設は、通路に設けられた雨よけとする。

（利便施設協定の公告等）

第四条の十七　法第四十八条の二十一第一項の公告及び同条第三項の公示（同条第四項において準用する場合を含む。）は、次に掲げる事項について行うものとする。

一～四　（略）

（新設）

（新設）